

社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長には、報酬を支給する。
- (2) 職員である役員には、報酬を支給しない。ただし、職員としての給与及び賞与、退職手当を支給する。
- (3) 前項以外の役員については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などの法人業務を行う場合に費用弁償をする。ただし、交通費の実費が費用弁償を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたる時は、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。尚、費用弁償については、まとめて支給することができる。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定め

るものとする。

附 則

1. 社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会会長に報酬を支給する規程（平成15年4月1日施行）は廃止する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

役員区分	費用弁償	報酬	給与・賞与・退職手当
会長	支給しない	月額 70,000 円	支給しない
職員である役員	支給しない	支給しない	職員給与規程に基づき支給する
上記以外の役員	日額 600 円	支給しない	支給しない